

茂原市奨学資金 奨学生募集のご案内

市では、経済的理由により修学が困難な方に、無利子で奨学資金の貸し付けを行っています。

対象要件	<ul style="list-style-type: none">保護者が、申請日の1年以上前から市内に住所を有する方経済的理由により修学が困難である方条件を満たす連帯保証人を2人立てられる方学術優良かつ健康な方次の学校（学校種別）に入学が決定し、または在学している方
学校種別	<ul style="list-style-type: none">大学（短期大学含む、大学院を除く）高等専門学校（第4学年および第5学年）専修学校（専門課程）
奨学資金貸付限度額	<ul style="list-style-type: none">修学費（月額） 5万円以内就学支度費（入学時のみ） 15万円以内 ※貸付人数等により希望額に沿えない場合があります。
申請書類配布期間・場所	2月1日(木)～3月6日(水) 教育総務課または同課ウェブページから入手
申請期間・場所	3月7日(木)～22日(金) 教育総務課

詳しくは、教育総務課ウェブページをご覧ください。



問合せ 教育総務課（9階） ☎(20)1557 FAX(20)1607

令和5年台風第13号の接近に伴う大雨災害に対する支援

※10月15日発行の広報もばら臨時号に掲載した内容と同じものです。

住家被害を受けた方へ応急修理制度のご案内

災害により住家が準半壊以上の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることのできない方に対し、日常生活に必要な最低限度の修理に関する費用の一部を補助します（申請前にお問い合わせください）。

◆対象

罹災証明書で被害の程度が準半壊以上の判定を受けた方
※修理費用をすでに支払っている場合は対象外

◆基準額

- 準半壊 343,000円以内
- 半壊以上 706,000円以内

問合せ 建築課（8階） ☎(20)1588 FAX(20)1606

水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料の減免について

大雨により被災した方に対して、水道料金等の減免を行っています。

◆減免金額

基本料金相当額（1回限り）

◆持ち物

- 罹災証明書または被災証明書（写し可）
- 水栓番号またはメーター番号が分かるもの

◆申請方法

3月31日(木)までに、下記いずれかの窓口で申請してください。一つの窓口で全ての料金等の減免申請ができます。

申請・問合せ

水道料金 長生郡市広域市町村圏組合水道部業務課	☎(23)9482	FAX(23)9440
下水道使用料 下水道課（川中島下水処理場内）	☎(23)3128	FAX(23)3126
農業集落排水使用料 農政課（市役所6階）	☎(20)1526	FAX(20)1604
株式会社東計電算茂原営業所	☎(27)3888	FAX(27)3885